

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

【個別労働紛争の解決の促進に関する法律第3条】

総合労働相談コーナー

山梨労働局と県内の3労働基準監督署内の計4か所に設置

令和6年度 総合労働相談件数
7,726件

→ うち、法制度の問い合わせ 5,162件

→ 労働基準法等の違反の疑いがあるもの 1,408件

→ 民事上の個別労働関係紛争相談 1,693件

主な内訳 ① 自己都合退職……360件
※1 ② 労働条件引下げ……240件
③ いじめ・嫌がらせ※2……239件

情報提供
連携

関係機関

・山梨県(労働委員会、県民生活センター)
・法テラス山梨
・山梨県弁護士会
・山梨県司法書士会
・山梨県社会保険労務士会
・甲府地方裁判所 等

取り次ぎ

労働基準監督署
公共職業安定所
雇用環境・均等室
→関係法令に基づく
行政指導等

申出

申請

【個別労働紛争の解決の促進に関する法律第4条】

労働局長による助言・指導

・申出件数(70件)

主な内訳 ①自己都合退職……10件
※1 ②労働条件引下げ……9件

・処理件数(70件) ※3

助言・指導の実施 68件
取下げ 1件
その他 1件

【個別労働紛争の解決の促進に関する法律第5条】

紛争調整委員会によるあっせん

・申請件数(30件)

主な内訳 ①解雇……9件
※1 ②労働条件引き下げ……6件

・処理件数(28件) ※3

合意の成立 12件
打切り 15件
その他 1件

申請

※1 1回で複数の内容にまたがる相談、申出、申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワー・ハラスメントに関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別労働紛争(のいじめ・嫌がらせ)」の相談件数には計上されていない。同じく同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応している。

※3 それぞれの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出または申請があったものを含む。